

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の概要

住民課

1 変更理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

2 変更内容

第4条の規定を改め文のとおり全部改正します。併せて、別表第1（第4条関係）を削り、別表第2を別表に改めます。

3 施行期日

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行します。

北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改	正	前	後
<p>第1条～第3条(略)</p> <p><u>(広域連合の処理する事務)</u></p>	<p>第1条～第3条(略)</p> <p><u>(広域連合の処理する事務)</u></p>	<p>第1条～第3条(略)</p> <p><u>(広域連合の処理する事務)</u></p>	<p>第1条～第3条(略)</p> <p><u>(広域連合の処理する事務)</u></p>
<p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。</p>	<p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)及び<u>高年齢者医療確保法</u>に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた<u>後期高齢者医療の事務及びそれぞれに付随する事務を処理する。</u></p>	<p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。</p>	<p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)及び<u>高年齢者医療確保法</u>に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた<u>後期高齢者医療の事務及びそれぞれに付随する事務を処理する。</u></p>
<p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p> <p>(3) 保険料の賦課に関する事務</p> <p>(4) 保険事業に関する事務</p> <p>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p>	<p>第5条～第18条(略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p>	<p>第5条～第18条(略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p>	<p>第5条～第18条(略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p>
<p>第19条(略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>	<p>第19条(略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>	<p>第19条(略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>	<p>第19条(略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>
<p>第20条(略)</p> <p>附則</p> <p>1～8(略)</p>	<p>第20条(略)</p> <p>附則</p> <p>1～8(略)</p>	<p>第20条(略)</p> <p>附則</p> <p>1～8(略)</p>	<p>第20条(略)</p> <p>附則</p> <p>1～8(略)</p>

改	前	正	改	正	後
	別表第1 (第4条関係) (略)				後
	別表第2 (第19条関係) (略)				別表 (略)